

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和5年2月28日  
令和7年2月20日改正

文部科学省

## 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	多様で厚みのある知の創造	2
2	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	3
3	大学等における研究基盤等の強化	5
4	国際研究ネットワークの強化	7
5	学術振興のための支援基盤の強化	9
IV	業務運営の効率化に関する事項	10
V	財務内容の改善に関する事項	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	11

※ III 1～5 の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～5 及び IV～VI の各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革の支援及び、学術の応用に関する研究や学術振興方策に関する調査・研究と、それらの成果普及・活用促進などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

学術における知的創造活動である「学術研究」は、令和3年3月26日に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において、新しい現象の発見や解明のみならず、独創的な新技術の創出等をもたらす「知」を創出するものと位置付けられており、ますます重要性が高まっている。研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦を支援し、「知」の創出を促すなど、振興会が実施する業務は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものである。

一方、我が国の研究現場に目を向けると、諸外国に比較して論文の質・量ともに相対的・長期的に地位が低下していることや、若手をはじめとした研究者の置かれている環境を改善することが課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等によって、研究活動や国際的な研究交流の在り方の変革が求められている。

このような中、振興会には、学術研究を取り巻く課題を踏まえた上で、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができるよう学術国際交流を戦略的に促進するなど、引き続き我が国の学術振興の中核機関として、「知」の創造に向けた研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。その役割の発揮にあたっては全ての研究分野における研究者及び研究機関とのネットワークや我が国の研究動向を分析できる貴重なリソースを有していること、世界各国の学術振興機関や研究者コミュニティから高い信頼を得ていることなどの強みを生かしながら、自らも変革し、事業を展開することが期待される。さらに、その変革に当たっては、学術の中心を担う大学等の変革促進をも見据え、戦略的に事業の見直し・改善に取り組むとともに、新しい取組にも果敢に挑戦することが望まれる。

以上を踏まえ振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

(別紙1) 政策体系図

(別紙2) 使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの5年間とする。

### III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 多様で厚みのある知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することで、多様で厚みのある知を創造し蓄積できる環境を創出する。

##### (1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。また、より一層効果的、効率的な事業とするため、研究者や研究機関の要望、国の審議会における議論等を踏まえて課題の把握に努め、不断の見直し・改善に取り組む。

##### (2) 総合知の創出等に向けた研究活動等の推進

「総合知」の創出等の促進に向け、人文学・社会科学と自然科学を含む様々な分野が、個々の専門を尊重しつつ分野を超えて、学術及び社会の発展や社会的問題の解決を目指す取組等を推進し、学術研究の発展に寄与する。

#### 【重要度：高】【困難度：高】

多様で厚みのある知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定する必要があることから困難度は高い。

#### 【評価指標】

- 1－1 科研費の公募・審査・交付業務の処理状況及び制度改善状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 1－2 「総合知」の創出等の促進に向けて実施する人文学・社会科学の研究推進等に係る事業における公募・審査・評価等の実施状況

#### 【関連指標】

- 1－A 科研費の応募件数及び交付件数

## 【目標水準の考え方】

- 1－1 資金配分機関として、科研費の公募・審査・交付に係る各業務を円滑かつ確実に実施すること及び公募・審査時期の異なる研究種目を除き前年度末までに審査結果を通知することを達成水準とし、応募件数及び交付件数を考慮して判断する。また、審査・評価事務の効率化等に資するデジタル化の推進に取り組むなど、業務の質の向上・効率化に資する制度改善に向けた取組の状況を踏まえ判断する。
- 1－2 「総合知」の創出等の促進に向けて実施する人文学・社会科学の研究推進等に係る事業の委員会による事業運営、及び審査・評価部会等による審査・評価等が適切に行われたか、委員会等の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。
- 1－A 科研費事業の公募・審査・交付に係る各業務の実施状況を判断するため、応募件数及び交付件数について、前中期目標期間における実績（平成30～令和3年度における実績：応募件数は約10万件、交付件数は約8万件）を評価において考慮する。

## 2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

### （1）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、研究を奨励するための支援を計画的・継続的に実施する。

特に、優れた若手研究者を安定的・効果的に育成するため、事業に係る申請・採用動向や対象者を巡る環境の変化等を隨時把握し、国内外の関連事業にも留意しながら、採用者の待遇や制度の改善、環境整備の推進等の対応を行う。

その他、若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できる環境を整備するための取組を行う。

### （2）国際舞台で活躍する研究者の養成

海外の異なる研究文化・環境の下で研さん経験を積み、国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を隨時把握するとともに、必要に応じて、採用者の待遇や制度の改善、環境整備の促進等の対応を行う。

### (3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

#### 【困難度：高】

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、次世代の研究者の養成事業についてより一層の制度改善等が求められている。特に、優秀な若手研究者を取り巻く研究環境の整備を促すためには、全ての研究分野において、事業対象者や研究機関等の多様な状況を踏まえた調整を行い、研究機関等とも連携しつつ、使いやすく安定的・効果的に研究者の育成を促す仕組みを構築する必要があることから、困難度は高い。

#### 【評価指標】

- 2-1 特別研究員及び海外特別研究員の公募・審査業務への取組状況及び制度改善状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 2-2 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

#### 【関連指標】

- 2-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

#### 【目標水準の考え方】

- 2-1 優秀な若手研究者を特別研究員及び海外特別研究員として効果的・効率的に養成するため、厳正な公募・審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえて判断する。また、採用者の待遇や制度の改善、環境整備の促進に向けた取組状況を踏まえて判断する。
- 2-2 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果(平成30～令和3年度実績:92～100%)を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ること、及びシンポジウム等の取組状況を踏まえ判断する。
- 2-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、令和3年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは84.2%、5年経過後海外特別研究員は90.5%、10年経過後特別研究員-DCは82.4%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

### 3 大学等における研究基盤等の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における機能強化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究基盤の強化を行う。

#### (1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

#### (2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する。

#### (3) 大学の教育研究改革等の支援

我が国の大学教育の牽引や、グローバル人材の育成を図るため、大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育研究改革等に取り組む国の事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。また、我が国の研究力強化を図るため、大学等における研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援する。

#### 【困難度：高】

我が国の研究力を強化するためには、大学等における研究基盤等を強化し、研究力の発展を牽引する研究大学群を形成することが必要である。そのためには「世界トップレベル研究拠点プログラム」や、令和4年度第2次補正予算により基金を造成した「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の事業による集中的な支援を通じて、それぞれの大学等が持つ強みや特色を踏まえた審査・評価を行うとともに、きめ細かなフォローアップ等が必要となることから、困難度は高い。

#### 【評価指標】

- 3-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）
- 3-2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況
- 3-3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す

事業に係る審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

- 3－4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況（サイトビジュット等を含む）を参考に判断）
- 3－5 大学教育改革、大学のグローバル化及び研究力強化のための支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）
- 3－6 研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援することにより研究力強化を図る事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況を参考に判断）

#### 【目標水準の考え方】

- 3－1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るために審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。
- 3－2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の成果の最大化のため、情報発信や成果の横展開に係る各種取組等について、長期的な展望に基づき計画的・効果的に実施されているかを参考に判断する。
- 3－3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか、委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。
- 3－4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学における取組に関する進捗管理が行われたか、また、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的とした振興会の取組の状況（サイトビジュット等を含む）を参考に判断する。
- 3－5 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。
- 3－6 研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援することにより研究力強化を図る事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学等における取組に関する進捗管理の状況や、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的とした振興会の取組の状況を参考に判断する。

## 4 国際研究ネットワークの強化

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した国際研究交流を回復させつつ、学術研究における我が国のプレゼンスを向上させるために、戦略的に学術研究活動のグローバル化と国際頭脳循環の活性化を推進し、国際的な研究ネットワークの構築・強化を行う。

### (1) 戰略的な国際研究基盤の構築

我が国の学術研究活動の国際化を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した国際研究交流を回復させつつ、学術研究における我が国のプレゼンスの向上を図るため、振興会が取り組む事業全体を俯瞰し、国際関係事業の今後のあり方を示す総合指針を策定し、これに基づき戦略的な事業運営を行う。

その上で、強靭な国際研究ネットワークを構築するために、諸外国の学術振興機関等との連携や研究者ネットワークを活用し、諸外国の情報の収集と発信に努める。

### (2) 国際的な研究交流等の促進

学術研究活動の国際化の基盤構築・強化を推進することにより、我が国の国際競争力の向上を図るため、国際的な共同研究等を総合的に支援する。

特に、諸外国の学術振興機関と協調して行う国際共同研究の支援について、より効果的・効率的な方策を検討し、実施に向けた取組を推進する。

### (3) 国際頭脳循環の推進

我が国の研究環境の国際化を支援するため、優れた研究者の招へい等の国際頭脳循環を推進する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を隨時把握するとともに、必要に応じて、採用者の待遇や制度の改善等の対応を行う。

### 【重要度：高】

新型コロナウイルス感染症の影響等により、海外の研究者との交流が停滞する一方で、オンラインを活用した研究や研究会の実施等、With/After コロナを見据えて研究環境が大きく変化している。このような状況の中で、研究業界における我が国の国際的なプレゼンスの維持・向上のために、国際研究交流の促進を戦略的に支援することは極めて重要である。

### 【評価指標】

- 4-1 総合指針を踏まえた国際関係事業の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 4-2 海外研究連絡センター等における活動状況
- 4-3 国際共同研究等の推進事業における公募・審査等の取組状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 4-4 外国人研究者招へい事業の公募・審査業務への取組状況及び制度改善状況（有

識者の意見等を踏まえ判断)

#### 【関連指標】

- 4－A 海外の研究者コミュニティの構築状況（J S P S 同窓会の会員数を踏まえ判断）
- 4－B 二国間共同研究・セミナーのうち、発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 4－C 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者への実態調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）

#### 【目標水準の考え方】

- 4－1 國際的な共同研究や学術交流を戦略的に推進する基盤の構築状況について、振興会の事業全体を俯瞰した総合指針の作成状況及び、総合指針を踏まえた事業運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 4－2 海外に事務所を設置していることの強みを活かした効果的な情報収集・情報発信の状況について、海外研究連絡センターにおける現地の学術関連機関及び現地研究者との連携・交流の状況や、センターの活用促進に向けた取組の状況を踏まえて判断する。（参考値：令和3年度におけるシンポジウム開催件数：102件）
- 4－3 國際共同研究等の推進事業において、相手国対応機関との協議や事業の趣旨を踏まえた適切な公募・審査・評価が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 4－4 海外の優秀な研究者の招へい事業による国内の大学等研究機関の国際化を効果的に推進するため、公正性・透明性を確保した適切な公募・審査が行われたか、有識者の意見を踏まえて判断する。また、制度改善に向けた取組状況を踏まえて判断する。
- 4－A 振興会の支援による海外の研究者コミュニティの構築基盤の状況について、J S P S 同窓会の会員数（令和3年度実績：8,183名）を基準とした推移を評価において考慮する。
- 4－B 國際的な共同研究の促進と国を超えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成30～令和3年度の調査において、研究成果の発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：78%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 4－C 國際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受け入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後の実態調査の結果（平成30～令和3年度実績：87%）を基準とした状況変化を評価の際に考慮する。

## 5 学術振興のための支援基盤の強化

振興会の事業をより一層高度化するとともに、社会からの学術の振興への支持、信頼を得るために、学術を振興するための支援基盤を強化する組織横断的な取組を推進する。

### (1) 研究現場の意見を踏まえた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の資金配分機関として、研究現場からの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行うことができるよう、研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

### (2) 女性研究者の活躍促進等の学術研究の多様性の確保

研究のダイバーシティの確保に向け、多様な研究者が自らの能力を発揮できるよう、振興会の各事業において、女性研究者の活躍促進等、多様性の確保に向けた取組を推進する。

### (3) 学術の振興に資する情報分析等の強化

振興会の諸事業の動向や成果及び国内外における学術研究等に関する動向等の把握・分析を行い、事業の企画・立案・見直しや我が国の学術の振興に資する分析機能の強化に取り組む。

### (4) 情報の発信と成果の普及

学術研究が社会的により一層評価されるよう、情報発信と社会への還元に取り組む。

そのために、振興会が実施する諸事業における活動及びその成果に関する情報について、広報戦略を策定の上で、社会のニーズも踏まえつつ、積極的に発信する。

また、大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進する等、学術の社会的連携・協力を推進する。

### (5) 研究公正の推進

我が国の学術研究が社会等からより一層の信頼を得られるよう、助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除や、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為に関する防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

#### 【評価指標】

- 5-1 研究者等の意見聴取状況（有識者の意見等を踏まえ判断）
- 5-2 学術研究の多様性の確保に向けた取組状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-3 組織運営等に係る委員会における女性委員の割合（B水準：30%）
- 5-4 情報の分析や調査研究の成果の内外への発信・提供状況（B水準：中期目標期間中に20件程度）
- 5-5 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 5-6 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野

の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催)

#### 【目標水準の考え方】

- 5－1 多様な立場の研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、また、研究者の知見を生かして各種事業への提案・助言等が行われたか、業務運営状況や有識者の意見等を参考に判断する。
- 5－2 学術研究の多様性を確保するために、女性研究者の参画を促進する取組が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－3 振興会の組織運営に係る委員会等における女性委員の比率について、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、「大学の教員に占める女性の割合」として、准教授は27.5%、教授等は20%が成果目標とされていることを踏まえ、30%程度とすることを達成水準とする。
- 5－4 事業の改善・高度化に資する観点から、振興会の諸事業に係る情報や、国内外における学術研究等に関する動向等について、中期目標期間中に複数のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果を20件程度、内外へ発信または提供することを達成水準とする。
- 5－5 前中期目標期間に大規模リニューアルを行ったホームページにおいて、振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、アクセス件数（令和元～3年度の各年度平均実績：489万件）を参考に判断する。
- 5－6 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催することを達成水準とする。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機動的かつ戦略的な法人運営が可能となるよう、体制整備を行うとともに、業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、業務の運営にあたっては、科技イノベ活性化法において振興会と同様に資金配分機関に位置づけられる国立研究開発法人科学技術振興機構と、法人の目的に留意しつつ緊密に連携・協力して効果的・効率的に事業を実施するとともに、他の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

## 2 経費等の効率化・合理化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充當して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度予算と比べて1%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度予算と比べて1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から同様の効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

加えて、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底することで、調達等の合理化を図る。

## 3 業務におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、振興会の各種事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。

また、事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

業務システムの整備においては「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

## V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

## **2 情報セキュリティへの対応**

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

## **3 施設・設備**

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

## **4 人材確保・育成方針**

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的、戦略的な視点で、振興会の核となる職員の確保・育成・充実を図りつつ、関係機関との連携を推進する。

## **5 業務の点検・評価の推進**

法人における自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。